

神戸市中間技術検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市契約規則第58条に定める随時検査のうち、適正かつ円滑な工事施工に資するために施工途中に実施される技術的検査（以下「中間技術検査」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間技術検査の対象工事は、次の各号に定めるところによる。

- (1)当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事
 - (2)当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）
 - (3)設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事
- 2 中間技術検査対象工事は特記仕様書等で明示する。

(検査員)

第3条 中間技術検査は、神戸市工事検査規程細目第4条により指定される検査員が実施するものとする。

(実施時期)

第4条 中間技術検査の実施は、完成、出来高の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うことを原則とする。

2 中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とし、その工事の重要度などに応じ実施回数を増減できる。

3 出来高検査はこれを兼ねることが出来る。

(技術検査の方法)

第5条 中間技術検査は、完成検査及び出来高検査の基準に準じて実施するものとする。

(他の検査との関係)

第6条 中間技術検査で確認した部分については、完成検査及び出来高検査時の技術的な確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負人の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。

(給付関係)

第7条 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について技術的確認は行うが、

給付の対象としない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

〔参考〕

検査対象工種別検査実施時期（例）

| 工種 | 検査実施時期（施工上重要な変化点） | 備考 |
|----------|--|----|
| 道路 | 1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時 2 地盤改良完了時 3 上層路盤が完了し舗装工事着手前 | |
| 橋梁 | 1 下部工の基礎工完了時 2 PC橋上部工のポステン桁配筋及び緊張時 3 鋼橋上部工の仮組検査（簡易なものを除く）及び床版配筋完了時 | |
| トンネル | 1 掘削完了または巻立コンクリート型枠設置後 | |
| 河川 水路 | 1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時 | |
| 取水堰 | 1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時 2 ゲートの仮組検査（簡易なものを除く） | |
| パイプライン | 1 ファームポンド及び調整池の基礎工及び配筋完了時 2 推進工事の立坑到達時 | |
| 砂防 | 1 堰堤基礎の掘削完了後でコンクリート打設前 | |
| 地滑り・急傾斜 | 1 鉄筋構造物の配筋完了時 2 アンカー工完了時 3 杭打工溶接完了時 4 モルタル注入完了時 | |
| 下水道 | 1 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋完了時 2 シールド一次覆工完了時 3 シールド及び推進工事の立坑到達時 | |
| 揚水機場 | 1 吸水・排水槽及びポンプ場の基礎工及び配筋完了時 | |
| 土木塗装工 | 1 大規模な塗装工のケレン完了時 | |
| 建築・建築設備 | 1 杭打設完了時 2 基礎配筋完了時 3 建て方完了時又は躯体完了時 4 その他主管課長の判断により有効と思われる時期 | |
| プラント設備 | 1 主要機器の工場製作完了時 2 主要機器の現場据付完了時 3 工事完成時に確認できないもの 4 その他主管課長の判断により有効と思われる時期 | |
| その他 | 1 埋め戻しを行い、構造物の重要な部分が不可視となる前 | |